

広島県教育委員会規則第八号

広島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

広島県教育委員会

委員長 平田 克明

広島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

広島県立特別支援学校学則（昭和三十一年広島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表広島県立尾道特別支援学校の項中

聴覚障害			
幼 稚 部	小 学 部	中 学 部	高 等 部
	六 年	三 年	三 年

を

に改める。

聴覚障害					知的障害
幼 稚 部	小 学 部	中 学 部	高 等 部	普 通 科	
	六 年	三 年	三 年	六 年	

附 則

この教育委員会規則は、平成二十二年一月一日から施行する。